平成２４年（フ）第９５号
茨城県つくば市島名2304番地つくば島名アパート１棟401号
債務者　丹内　千鶴
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７７号
名古屋市中区千代田３丁目１番24号　ファミール千代田５Ｂ号
債務者　溝辺啓幸こと　溝邊　啓幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２３号
愛知県春日井市上条町４丁目164番地
債務者　岩見　裕通
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２２号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目23番303号、前住所大阪市淀川区木川西３丁目３番１―207号
債務者　兼子　早苗
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３８号
大阪府守口市南寺方南通３丁目10番８―101号
債務者　松浦　清美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８７号
大阪府枚方市船橋本町１丁目750番地の５
債務者　江藤　正利
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５３号
大阪市中央区瓦屋町３丁目２番18号302
債務者　上西　良一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１０号
大阪市都島区都島南通２丁目１番３―302号
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４６号
大阪府摂津市別府３丁目15番５号
債務者　お好み焼きおおくらこと　田中アヤ子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５５号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番４―504号
債務者　當銘　　進
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―416号
債務者　桑原千栄子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５８号
大阪市住之江区北島２丁目４番41号、前住所大阪府和泉市万町1076番地の23
債務者　東　　敏一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６５号
大阪市都島区東野田町１丁目16番12号　京橋クィーンハイツ303号
債務者　後藤　正子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３０２号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目２番14―305号
債務者　中村　公子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２０号
大阪府豊中市稲津町１丁目９番24号
債務者　黒山　照生
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５２号
大阪市淀川区塚本５丁目２―10―201、住民票上の住所大阪市住之江区中加賀屋３丁目２番12―604号
債務者　竹藤　敬章
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５９９号
大阪府羽曳野市野164―１　医療法人丹比荘丹比荘病院内、住民票上の住所大阪市住吉区我孫子東１丁目７番６―701号
債務者　寺田　　巖
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部